

最近の主な摘発事例

アメリカ合衆国来、航空通常郵便物。
チャック付きアルミ袋に隠匿された麻薬含有植物片、
約2gを摘発。（同種事案多数摘発）
【平成25年5月～7月】



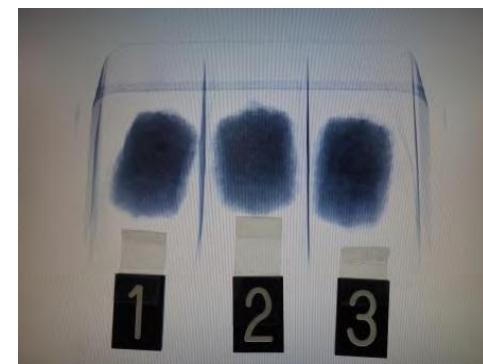
植物片に混入していた麻薬：

1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類 【通称:α-PVP】

規制状況：

平成25年1月30日公布された法令改正により、薬事法指定薬物が麻薬及び向精神薬取締法の麻薬に指定された。
(施行日:平成25年3月1日)

アメリカ合衆国来、航空小包郵便物。
脱脂粉乳表示の箱内、ビニールで圧縮して隠匿された
大麻草、約1.4kgを摘発。
【平成25年2月】



中国来、航空小口急送貨物。
外装段ボール箱の底部に隠匿された覚醒剤、約1kgを摘発。
【平成25年3月】



インド来航空機旅客。
紅茶パック81包に隠匿された覚醒剤、約6.7kgを摘発。【平成25年8月】



メキシコ合衆国来航空機旅客。
コルセットを工作して身辺に隠匿された覚醒剤、
約3.1kg摘発。【平成25年8月】



中国来国際スピード郵便物及び航空通常郵便物。
63回に分けて発送された計181点の商標権を侵害する物品
(バッグ・財布)を摘発。【平成25年3月～5月】

